

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村																
岡山県	倉敷市	倉敷市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	
岡山県	津山市	津山市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	玉野市	玉野市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	
岡山県	笠岡市	笠岡市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日 (令和3年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	井原市	井原市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	総社市	総社市犯罪被害者等支援条例	平成23年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	高梁市	高梁市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日 (令和3年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	
岡山県	新見市	新見市犯罪被害者等支援条例	平成24年1月1日 (令和3年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	備前市	備前市犯罪被害者等支援条例	平成23年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	瀬戸内市	瀬戸内市犯罪被害者等支援条例	平成24年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	
岡山県	赤磐市	赤磐市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日 (令和4年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	真庭市	真庭市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	美作市	美作市犯罪被害者等支援条例	平成24年1月1日	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	
岡山県	浅口市	浅口市犯罪被害者等基本条例	平成24年4月1日 (令和4年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	和気町	和気町犯罪被害者等支援条例	平成23年9月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	早島町	早島町犯罪被害者等基本条例	平成23年10月5日	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	里庄町	里庄町犯罪被害者等支援条例	平成23年10月1日 (令和3年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	矢掛町	矢掛町犯罪被害者等支援条例	平成23年10月1日	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	新庄村	新庄村犯罪被害者等基本条例	平成23年6月27日 (令和3年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	鏡野町	鏡野町犯罪被害者等基本条例	平成23年9月29日	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	
岡山県	勝央町	勝央町犯罪被害者等支援条例	平成23年12月20日 (令和4年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	
岡山県	奈義町	奈義町犯罪被害者等支援条例	平成23年9月6日 (令和2年6月9日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
岡山県	西粟倉村	西粟倉村犯罪被害者等基本条例	平成23年6月22日 (令和3年4月1日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	久米南町	久米南町犯罪被害者等基本条例	平成23年12月22日 (令和2年9月23日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	美咲町	美咲町犯罪被害者等支援条例	平成23年12月22日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
岡山県	吉備中央町	吉備中央町犯罪被害者等基本条例	平成23年9月22日 (令和2年7月11日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。